

大分県報

令和五年
第四六九号
十二月十五日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………一

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請……………一

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（原営業）（三件）……………六

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………七

大分海区漁業調整委員会告示

寶石さくごの採捕禁止……………七

公 告

競争入札参加者の資格に関する公示……………八

一般競争入札の実施……………九

落札者等の公示……………一一

土地改良区の役員の就任……………一一

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月15日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第11号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の警察法（昭和29年法律第162号）に規定する事務の部の第60条第1項の項及び第60

条第2項の項を次のように改める。

第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助
第60条第2項	他の都道府県警察に対して援助を要求する場合の必要事項の警察庁への連絡

別表の道路交通法の規則に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に規定する事務の部中「道路交通法の規則に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則」を「道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則」に改め、同表の警備員の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に規定する事務の部中「警備員の検定等に関する規則」を「警備員等の検定等に関する規則」に改め、同表の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定する事務の部中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改め、同表の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する事務の部中「第81条第6項」を「第81条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第五百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第1項及び第八条第1項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市大字昭和新聞一番地

タイハツ九州株式会社

代表取締役社長 日 野 克 浩

令和五年十二月十五日

大分県報（公安委規則・告示）

1

<p>5 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法</p>	<p>4 変更しようとする特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号ホ 廃ガス洗浄施設</p>	<p>3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号ホ 廃ガス洗浄施設</p>	<p>2 特定事業場の所在地及び名称 中津市大字昭和和田一番地 ダイハツ九州株式会社 大分(中津)工場</p>	種	力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	浮 遊 物 質 量	窒 素 含 有 量	り ん 含 有 量
				類	七五台/時	―	―	―	連続	一八・五時間	なし	通常 の 値	通常 の 値	六・五〇	七五〇	七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五〇
												最大 の 値	最大 の 値	六・五〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	一〇	〇

6 特定施設の構造及び使用の方法																																				
区	種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の汚染状態の値																									
									単位	m ³ /日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質質量	窒素含有量	りん含有量	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L														
変	更	前	既設	既設	既設	連続	二〇時間	なし	通常 の値	一六	通常 の値	六・五〇七・五	七五〇	一、二五〇	四〇〇	八	〇	変	更	後	既設	既設	既設	連続	二〇時間	なし	通常 の値	一五	通常 の値	六・五〇七・五	七五〇	一、二五〇	四〇〇	八	〇	
									最大 の値	二〇	最大 の値	六・五〇八・〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	一〇	〇				最大 の値	一九	最大 の値	六・五〇八・〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	一〇	〇							

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水等の汚染状態の値					
									単位	m ³ /日		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度
変更前	廃ガス洗浄施設	三七台/時	既設	既設	既設	連続	二〇時間	なし	通常	一六	通常	六・五〇	七・五〇	一、二五〇	四〇〇	八	〇
									最大	二〇	最大	六・五〇	八・〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一〇	〇
									通常	一六	通常	六・五〇	七・五〇	一、二五〇	四〇〇	八	〇
									最大	一九	最大	六・五〇	八・〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一〇	〇
変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	通常	一六	通常	六・五〇	七・五〇	一、二五〇	四〇〇	八	〇
									最大	一九	最大	六・五〇	八・〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一〇	〇
									通常	一六	通常	六・五〇	七・五〇	一、二五〇	四〇〇	八	〇
									最大	一九	最大	六・五〇	八・〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一〇	〇

排水口名	一日当たりの排出水量		汚水の汚染状態の値						排水口名
	単位	m ³ /日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	
No.1	通常	二、二八三	項目	—	—	—	—	—	—
	最大	三、二七〇	項目	—	—	—	—	—	—
No.2・No.3	通常	—	項目	—	—	—	—	—	—
	最大	—	項目	—	—	—	—	—	—

大分県告示第五百三十四号	大分県告示第五百三十五号
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和五年十二月十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和五年十二月十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>

大分県告示第五百三十六号	大分県告示第五百三十七号
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和五年十二月十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和五年十二月十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和五年十二月十五日から令和六年一月五日まで

大分県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
柚ノ木地区二工区	令五・一二・一五から 令六・一・四まで	由布市役所

大分県告示第五百三十七号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

七十八	船揚場	五四・〇〇メートル		
七十九	旅客上屋	九九五・二五平方メートル		
八十	船舶保管施設	二、六一・七〇平方メートル		
八十一	危険物置場	六・七四平方メートル		

を

に改

八十二	給油施設	一式
-----	------	----

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

令和五年十二月十五日

大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞一

(定義)

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消し)

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

令和五年十二月十五日

大分県報（告示・大分海区漁業調整告示）

七

（譲渡又は販売の禁止）

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。

（意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止）

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

（採捕報告書の提出）

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならぬ。

（取扱要領）

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

十二 この指示の有効期間は、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年十二月十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

大分県文書編集ソフトウェア一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六・〇九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和五年十二月十五日から同月二十五日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和六年十二月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

<p>1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 一の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加せよとなつたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和5年12月15日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び数量 大分県文書編集ソフトウェア一式</p> <p>(2) 契約期間 契約締結日から令和6年2月29日まで</p> <p>(3) 調達内容 別途配布する「大分県文書編集ソフトウェア調達仕様書」のとおり</p> <p>(4) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 大分県物品等電子入札システムの利用</p>	<p>この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者であること。</p> <p>(3) 物品等電子入札システムにより令和6年1月22日（月）までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を行う者は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して競争入札に付する者</p> <p>4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>大分県警（公発）</p>
--	---

<p>3の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年12月15日（金）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の9時から17時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（大分県庁舎本館2階） 大分県会計管理局用度管財課 物品調達班 電話 097-506-2956・097-506-2957 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部署の名称 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（大分県庁舎本館2階） 大分県総務部電子自治体推進室 システム開発支援班 電話 097-506-2076 メールアドレス a11170@pref.oita.lg.jp</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 方法 大分県のホームページに掲載する。 (2) 交付期間 令和5年12月15日（金）9時から令和6年1月22日（月）17時まで</p> <p>7 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 5に同じ。 (2) 日時 令和5年12月15日（金）から令和6年1月22日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）を除く。）の9時から17時まで</p> <p>8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p>	<p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、5の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人（代表者又は受任者）の確認を行うものとする。 期間 自 令和5年12月15日（金）9時 至 令和6年1月24日（水）14時</p> <p>10 開札の日時及び場所 (1) 開札予定日時 令和6年1月24日（水）15時 (2) 開札場所 大分県庁舎本館2階電子自治体推進室執務室</p> <p>11 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により速やかに別に定める日時において再度の入札を行う。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 落札者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。 (1) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。 (2) 過去2箇年の間に国又は都道府県とこの契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面（契約書等の写し）を契約保証金免除申請書により、提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>
---	---

(4) 誤字及び脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。

15 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

なお、同価の入札をした者のうち紙による入札者がいる場合は、くじ番号を聴取したうえで、くじによる落札者決定を行う。この場合のくじの具体的な方法は、くじ番号の聴取時に通知する。

16 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け
る。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Oita Prefecture Document Editing Software Procurement

(2) Time limit for Tender

14:00 p.m. 24 January 2024

(3) Contact point for the notice

General Affairs Department

Government System Electrization Office

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL (097) 506-2076

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十二月十五日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

一 落札に係る特定役務の名称

大分県総合ヘルプデスク運営業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年十月十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額

二百八十六万円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年八月二十九日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、出口土地改良区（日田市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年十二月十五日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

（就任役員）

役名	氏名	住 所
監 事	松本隆義	日田市天瀬町五馬市七七九番地

令和五年十二月十五日

大分県報（公告）

一一